

市民憲章を募集します

Shobara Citizen's Charter that recruits



総務課行政係 ☎0824 - 73 - 1123

庄原市は、平成27年3月31日で市制施行10周年（合併10周年）を迎えます。

現在、庄原市まちづくり基本条例を制定し、市民の参画と協働による「市民が主役のまちづくり」を進めています。10周年を機に、郷土愛の醸成とさらなる市民参加による一体感のあるまちづくりを進めるため、市民の理想と生活行動規範を示す『市民憲章』を制定します。

この市民憲章は5か条構成とし、前文を除く条文の文案を募集します。（前文は庄原市市民憲章策定委員会で作成します。）

制定にあたっては、おおむね次の事項を具備したものを対象とし、応募されたものを参考に、「庄原市市民憲章策定委員会」で検討の上、決定します。

- (1) 庄原市まちづくり基本条例の理念が反映されていること
- (2) 市民にわかりやすく、唱和しやすいものであること
- (3) 歴史や文化、自然環境など、庄原らしさが反映されていること

1 応募資格

庄原市内に住所がある中学生以上の方

2 募集期間

9月5日(金)～10月10日(金)

【当日消印有効】

3 応募形式

● 1つの応募につき、**5か条以内**とします。

※前文は庄原市市民憲章策定委員会で作成します。

● 応募者自らが作成し、未発表のものに限りません。

「注意事項」

① 1人につき応募用紙1枚とし、1回のみ応募とします。

② 作品は著作権を侵害する恐れのないものに限りません。

③ 作品に関する一切の権利は庄原市に帰属し、作品を補正や合作することがあります。

④ 応募用紙は返却しません。

⑤ 記載された個人情報、市民憲章策定事務以外の目的には使用しません。

4 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を明記し、総務課または各支所総務室へ提出

するか、郵送・ファクス・電子メールのいずれかの方法で応募してください。

応募用紙は、総務課または各支所総務室に備えてあります。市ホームページからもダウンロードできます。

5 郵送先および問い合わせ

〒727-8501

庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市総務課行政係

☎0824・73・1123

FAX 0824・72・3322

メール sounu-gyousei@city.shobara.hiroshima.jp

※ファクス・電子メールの受付は24時間、電話でのお問い合わせや窓口提出は、平日の8時30分から17時15分まで。

6 その他

応募者の中から抽選で5人の方に記念品を差し上げます。当選者の発表は、記念品の発送をもって代えさせていただきます。

◎庄原市まちづくり基本条例については、各世帯に配布されている啓発パンフレットをご覧になるか、市ホームページをご覧ください。